

が円滑に運営されますよう特段の御協力をお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（森田治男君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願います。

○議長（森田治男君） これより日程に入ります。

日程第一陳情書の取り下げ願ひについてを議題といたします。

本件は、目下建設委員会において付託審査中となっております陳情第六十二一号生活協同組合運動発展のための意見書提出に関する陳情書について、陳情者代表より取り下げ願ひが提出されたものであります。

お諮りいたします。

本件は、願ひ出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本件取り下げ願ひは、承認することに決定いたしました。

なお、日程第三十三の閉会中の継続審査申し出については、陳情第六十二一号の一件のみでありますので、本陳情書の取り下げ願ひ承認に伴いまして、日程より削除いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 日程第二議案第六号福生市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名がございましたので、議案第六号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、本案審査に伴い議案内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、通勤途上の範囲の定め方及び通勤経路の管理者への提出についての質疑があり、担当課長より、職員が市役所に通勤する形態をとった場合を通勤途上と言っており、寄り道をしている場合は該当しない。また、通勤手段、経路は申告をさせているとの答弁があり、また、委員より、当市で、過失で禁固以上の刑を受けた例についての質疑があり、担当課長より、通勤途上の事故はあるが、禁固以上の刑を科せられた事例はないと思うとの答弁があった後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 日程第三議案第七号福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名でございますので、議案第七号につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

上なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本案の議案内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、医師会からの報酬改正の要望に対する市町村の協議状況についての質疑があり、理事者より、額については西多摩医師会懇談会で協議して決めているもので、六十二年度においては、学校医については、医師会の要望より千円低い額で三万二千元、また予防接種医については千五百円低い市町村の要望額二万四千元で決定したものであるとの答弁があり、また、委員より、学校で生徒が病氣などになった場合、家に帰してしまうようだが、学校医に診せ、症状を確認した後、家に帰す方法をとる等、積極的にやられたいとの要望もなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第四議案第二十七号福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので、議案第二十七号につきまして委員会における審査の概要を御報告

申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず、本案の議案内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、職務給取り入れに際しての配慮及び今回の給与改定により、ラスパイレス指数を一〇〇とした場合の全額の差についての質疑があり、担当部長より、渡り制度を廃止して、現在は徐々に等級別の差が出てきている。今後給与改定の機会をとらえて配慮を加えていきたい。また、ラスパイレス指数は六十一年四月現在で一二・六と下がっており、職員全体では年間で三千六百五十余万円の差となるとの答弁があり、なお、委員より、現状の給与体系は民間では通用しない。責任の度合いに応じた給与体系とする考えについての質疑に対し、責任との見合いで給与が決まるのが原則であり、できるだけ職務給を反映した形で取り組んでいきたいとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第二十七号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（森田治男君） 「異議なし」と呼ぶ者あり  
御異議なしと認めます。よって議案第二十七号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第五議案第八号福生市児童遊園条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がございましたので、議案第八号について審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、質疑もなく全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第八号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第六議案第九号福生市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がございましたので、議案第九号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本案審査に当たって、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、今までにこの制度の対象となつた方が福生市にいたるかとの質疑に対し、理事者より、ないとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決をすべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。  
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第七議案第十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○ 本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○ 厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第十号について審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、限度額の対象者数とその改定による増額、また均等割、資産割の対象者数と軽減額についての質疑があり、それに対して、理事者より具体的な数字での答弁がありました。

また、委員より、税率改定は幾らになるか、来年度もまた改定をする必要があるかとの質疑があり、一人当たり所得の伸び四％を見込んで一二・五％、実質的には九・六％の税率改正になる。この先も医療費の推計によって不足が生じれば改定しなければならないと考えるとの答弁がありました。

また、他市の状況はとの質疑に対し説明がなされ、東京都のペナルティーはどうなるかとの質疑に対し、改定をしてもなおペナルティーが約九百四十万円かけられると推定されるとの答弁がありました。

委員より、国が責任を持つべき国保であるにもかかわらず老人保健法の導入、国庫補助金の削減などにより、被保険者にしわ寄せがきて地方自治体は四苦八苦をしている状況である。税率アップをしなければならない状況をつくった国庫補助金の削減をもとに戻してもらうということを含めて、市は被保険者にしわ寄せをしないことに徹してほしいと思うので、この条例改正には賛成できないとの意見がありました。

また、委員より、政府に対して補助金の削減をしないよう、今後とも働きかけねばならないと思うが、今回の条例改正については、諸般の事情からしてやむを得ないと考えたとの意見の後、起立により採決しましたところ、賛成多数で原案どおり可決をすべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告といたします。

○ 議長(森田治男君)

以上で委員長の報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(森田治男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については会議規則第五十一条の規定に従いまして、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

(十一番 原 敏子君登壇)

○ 十一番(原 敏子君)

議案第十号福生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

本条例改正は国民健康保険税の値上げをしようとするものです。税率を前年度比平均で一二・五％アップし、一人当たりの平均税額を三万六千六百四十四円とし、総額で五千三百万円もの引き上げとなるものです。被保険者七千六百世帯、一万七千五十人の市民の方々に多大な影響を与え、生活を圧迫するものとなります。

皆さん御承知のように、国民健康保険制度は国民皆保険として国の政府の責任で始めた制度です。それを昭和五十八年二月一日より老健法を施行し、また昭和五十九年に退職者医療制度を導入し、国庫補助金の削減を行ったために国保会計が圧迫されています。そもそも国保会計は国が責任を持つべきもののなのに、国庫補助金を削減し、東京都も二十三区並みの国保税率にしなければペナルティーをかけるなど、国民に、市民に国保会計の赤字のツケを回すなどとてもないことを行っています。国保財政の危機をすべて被保険者に覆いかぶし、二年連続の国保税の値上げに強く反対するものです。市長といたしましても、政府や都に対し国庫補助金の復活を要求し、ペナルティーをかけないように申し入れるべきだと意見を述べまして、私の反対討論といたします。

○ 議長(森田治男君)

次に、賛成者四番石川泰一君。

(四番 石川泰一君登壇)

○ 四番(石川泰一君)

御指名をいただきましたので、議案第十号に対して私は賛成の討論をさせていただきます。

本案は、退職者医療制度が昭和五十九年から創設され、大幅に国庫補助が削減されたことに伴い、昨年と同じように改正がなされたわけであります。こうした国保会計の窮状は当市ばかりでなく、全国の市町村が大変苦慮しているところとございます。

今回の改正では均等割を三千円引き上げるかわり、資産割を二％引き下げるなど平均一二・五％の引き上げをしようと

するもので、加入者の健康保持、管理するためには一般会計から繰り入れることに伴い、この程度の御負担は私はまことにやむを得ないものであると考え、本案に対し賛成するものであります。終わります。(拍手)

○議長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第十号について起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立多数であります。よって議案第十号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第八議案第十一号福生市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設部長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第十一号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案は、今回、面積約千三百五十平方メートルの武蔵野台西公園として都営住宅改築による都から当市に譲与された公園で、また面積約八百三十平方メートルの武蔵野橋公園として完成したため、この二公園を条例に加えようとするもので、委員より、この二公園を加えた公園の総面積と市民一人当たりの面積について発言があり、理事者側より、都市公園三カ所、このほか条例に定めてない借地の熊川公園六千六百平方メートル、原ヶ谷戸緑地九千九百八十平方メートルを含め二十三万九千九百六十三平方メートル、また児童遊園が十四カ所、七千二百九十五平方メートル。合計二十四万七千二百五十八平方メートルとなり、三月一日現在で市民一人当たり四・六平方メートルとなっております。

このような答弁があり、本案についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議を賜り、委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十一号について採決いたします。

○議長(森田治男君) 本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第十一号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(森田治男君) 日程第九議案第十二号福生市消防団に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第十二号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、災害時の出勤は年何回ぐらいあるかとの質疑に対し、理事者より、六十一年度は十五件あり、六十二年度もその実績によって予算を計上したが、その年の状況によって変更が出る可能性もあるとの答弁がなされ、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原

案どおり可決すべきものと決定をした次第であります。

○議長（森田治男君） 何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十議案第十三号福生市保育所入所措置条例を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名がございましたので、議案第十三号について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ、委員より、この制度の制定により、現実の保育所入所の対応は変わるか。また、保育料の条例化は検討されたかとの質疑があり、理事者より、現実の入所の対応については現状どおりで、保育料の条例化については担当課が違うこともあり、これからの検討事項であるとの答弁がありました。

また、委員より、国や都の財政的な負担を市が全部負担するようになってしまふような懸念はないかとの質疑に対し、国、都からの財政的な援助が市の負担になることはないとの答弁がありました。

その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決をすべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（森田治男君） 日程第十一議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。ま

ず、総務委員長井上寅吉君。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名でございますので、議案第十四号中総務委員会所管分につきまして委員会における審

査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略をさせていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

本案は、歳入と歳出に分けて説明を受け、質疑に入りましたが、ともに御異議がありませんでしたので、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会の報告どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 次に、建設委員長木村徳藏君。

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第十四号中当委員会所管分につき審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

今回の補正は、失対事業費で国庫支出金確定による四十四万二千円の財源振りかえ、農林水産業費において樹林地等の保全奨励金がほぼ確定したことによる三百四十三万八千円の減、家庭菜園関係で六十七万六千円の増、また、土木費の道路河川橋りょう費で国庫支出金及び地方債が確定したことによる財源振りかえへ、都市計画費においても国庫支出金が確定したための財源振りかえ、公園整備費では、仮称武蔵野橋公園と福生駅西口広場の用地買収面積が確定し、それぞれ七百万円と六百五十六万円余を減額しようとするもので、本案については特に委員からの発言もなく、その後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議を賜り委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 次に、厚生委員長赤星行人君。

（厚生委員長 赤星行人君登壇）

○厚生委員長（赤星行人君） 御指名によりまして、議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第九号歳出予算のうち厚生委員会所管分につきまして審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

まず、本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、審査に入りましたところ、委員より、託児保育賃金の減の理由は何かとの質疑があり、理事者より、週休二日制の徹底のためか土曜日の夕方になるとほとんどの子供がいなくなるような傾向が全般的にあるので、その分、託児保育賃金が減ったとの答弁がありました。また、子供の数が減っても残っている場合には託児保育も残っているという形であると思うが、との確認に対し、たとえ一人でもいれば残っているとの答弁がなされた後、お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決をすべきものと決定をした次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○議長（森田治男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。

討論については、会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願います。反対者十一番原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第九号）について反対討論を行います。

この補正予算は、歳入において市民税の増と特別交付金の増が主なものとなっています。歳出においてはほとんどがそれぞれの施策の精算となっていますが、都市施設整備基金に歳入と歳出の残金三億一千九百八十四万三千円をすべて積み立てようとするものです。

市民の要求が山積みしている中で、幾ら年度末での補正だからといって、安易に都市施設整備基金に積み立てることに反対するものです。毎年度末になるといつもこのような予算の組み方がされていますが、もっと見通しを持ち有効に市民への還元ができるよう強く望みます。

来年度はこのような補正をするのではなく、もっと積極的な予算を組まれるよう申し述べまして、私の反対討論といたします。

○議長（森田治男君） 次に、賛成者一番林田武君。

○一番（林田武君） 議案第十四号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算第九号について、賛成の立場から討論を行います。

今回の三月の定例会で田村市長の施政方針演説で申し述べられるまでもなく、福生市は極めて脆弱な財政の中で、住みよい福生市、活力ある福生市、そして安心して住める福生市づくりのために、市長を先頭にして議員、職員一体となって市民の生活向上により努めていかなければならないことは今さら申し上げるまでもありません。財政の安定は市民の願ひであります。例えば東京都において鈴木知事が三千億円もの赤字財政を、行財政改革を進める中、三年で黒字都政にし、今や国際都市東京都を目指して着々と施策を進めているのはよい例だと思います。

補正予算第九号の都市施設整備基金費の積み立ても、安定した福生市財政づくり、二十一世紀に向けて活力ある福生市づくりには欠くことのできない大切な基金であると思います。この基金が市の発展の礎となることを願ひまして、賛成討論といたします。（拍手）（「議員というのは予想議員だろう」と呼ぶ者あり）（都市計画費においても国庫支出金が確保され、これより議案第十四号について起立により採決いたします。については後、委員からの発言もなく、その後、お諮りいたします。本案に対する各委員長の報告は、可決であります。その決定した次第であります。）

○議長（森田治男君） 以上で討論を終わります。仮称武蔵野橋公園と福生駅西口広場の用地買収面積が確定し、それぞれ本案に対する各委員長の報告は、可決であります。その決定した次第であります。お諮りいたします。本案は、各委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（森田治男君） 起立多数であります。よって議案第十四号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（森田治男君） 日程第十二議案第三十二号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第十号）を議題といたします。本案については、総務、建設、厚生、の三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願ひます。まず、総務委員長井上寅吉君。

（総務委員長 井上寅吉君登壇）

○総務委員長（井上寅吉君） 御指名でございますので、議案第三十二号中総務委員会所管分につきまして委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読につきましては省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

○議長（森田治男君） 次は、建設委員長木村徳藏君。

（建設委員長 木村徳藏君登壇）

○建設委員長（木村徳藏君） 御指名がございましたので、議案第三十二号（第十号）中の当委員会所管分の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

○議長（森田治男君） 次は、厚生委員長赤星行人君。

○議長（森田治男君） 次は、厚生委員長赤星行人君。

○議長（森田治男君） 次は、厚生委員長赤星行人君。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名によりまして、議案第三十二号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第十号)歳出予算のうち厚生委員会所管分につきまして審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

○議長(森田治男君) 以上で各委員長の報告は終わりました。  
これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。  
これより議案第三十二号について採決いたします。  
本案に対する各委員長の報告は、可決であります。  
お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十二号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○議長(森田治男君) 十一時十分まで休憩いたします。

午前 十時五十三分 休憩

午前十一時 十分 開議

○副議長(仲村清信君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十三議案第十五号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第四号)を議題といたします。  
本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 赤星行人君登壇)

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第十五号について審査報告をさせていただきます。  
なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、質疑に入りましたところ質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十五号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○副議長(仲村清信君) 日程第十四議案第三十三号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第五号)を議題といたします。

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第三十三号について審査報告をさせていただきます。

○厚生委員長(赤星行人君) 御指名がございましたので、議案第三十三号について審査報告をさせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案審査に当たって、理事者より内容説明を受けた後、審査に入りましたところ質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第三十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第三十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長(仲村清信君) 日程第十五議案第十六号昭和六十一年度福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計補正

予算(第一号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第十六号の審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

今回の補正は、収入では前年度の未納分が徴収できたことによる諸収入で十一万円、歳出では換地清算交付金として同額を一般会計に繰り出そうとするものでありまして、本案については特に委員からの発言もなく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会報告のとおり御決定くださいますようお願いを申し上げます、審査報告とさせていただきます。

○副議長(仲村清信君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 以上で質疑を終わります。

これより議案第十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(仲村清信君) 御異議なしと認めます。よって議案第十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

○副議長(仲村清信君) 日程第十六議案第十七号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告をお願いします。

(建設委員長 木村徳藏君登壇)

○建設委員長(木村徳藏君) 御指名がございましたので、議案第十七号の審査報告をさせていただきます。